

発注者支援業務等の業務概要

- 1.積算技術業務
- 2.工事監督支援業務
- 3.技術審査業務
- 4.道路許認可・適正化指導業務
- 5.河川巡視支援業務
- 6.河川許認可審査支援業務
- 7.ダム管理支援業務
- 8.用地補償総合技術業務

四国地方整備局

積算技術業務の概要

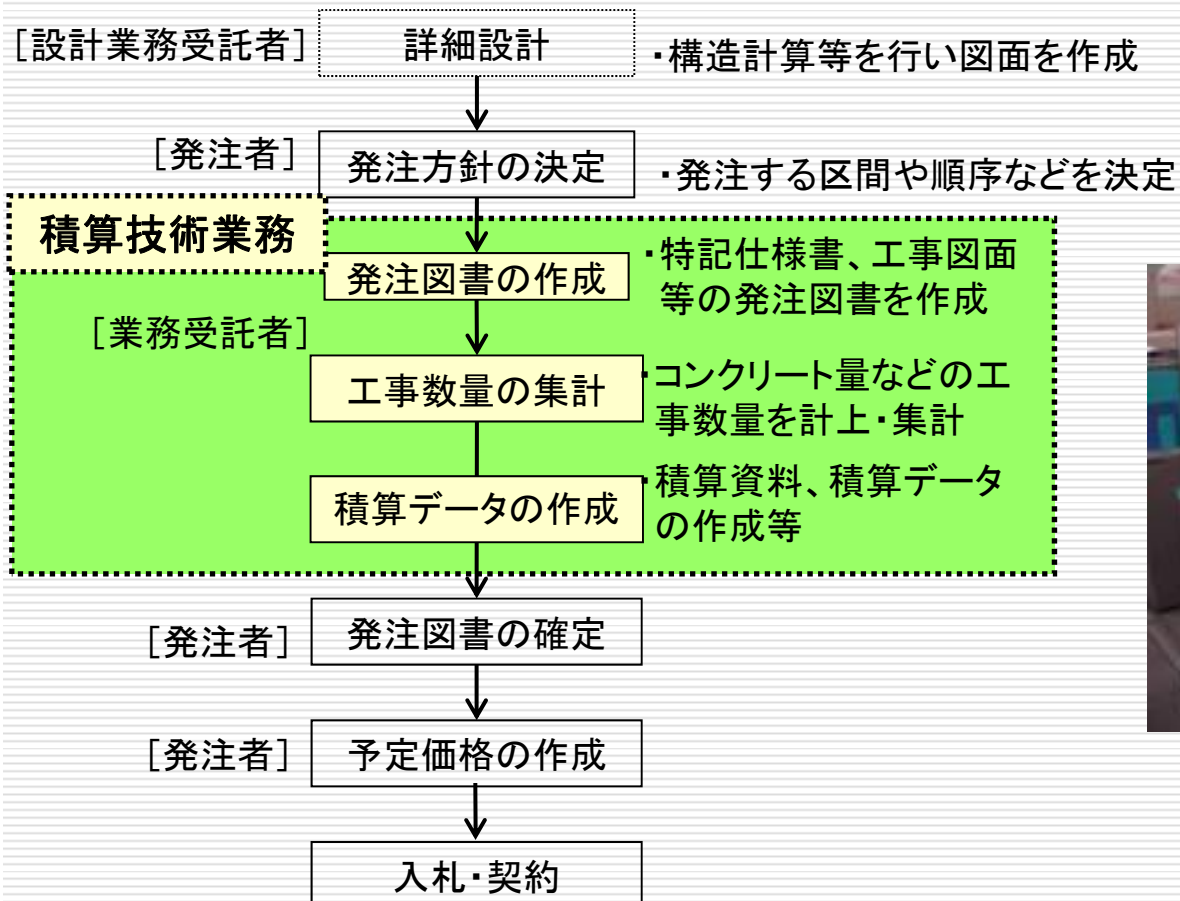
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の予定価格を算出できるよう支援すること。

業務概要

- ① 図面及び特記仕様書の作成
- ② コンクリート量や掘削量など、工事数量の集計
- ③ 積算資料、積算データの作成等

予定価格作成の概要



(工事数量の集計)



工事監督支援業務の概要

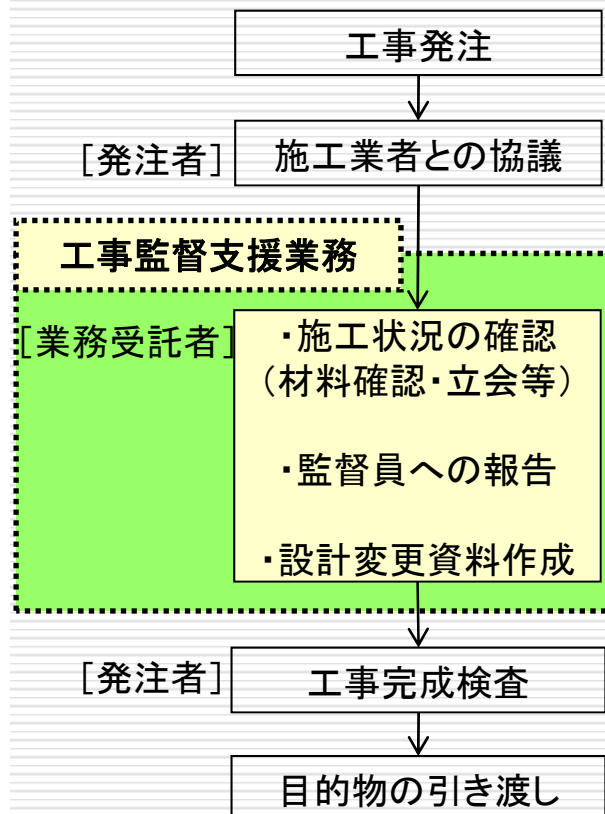
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の契約事項の履行確認ができ、的確に施工業者との協議等ができるよう支援すること。

業務概要

- ①工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告
- ②施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成

工事の施工管理の概要



(根固めブロックの材料確認)



(河川護岸用かごマットの材料確認)



(現場状況の照合を実施)



(設計変更協議用資料の作成)

技術審査業務の概要

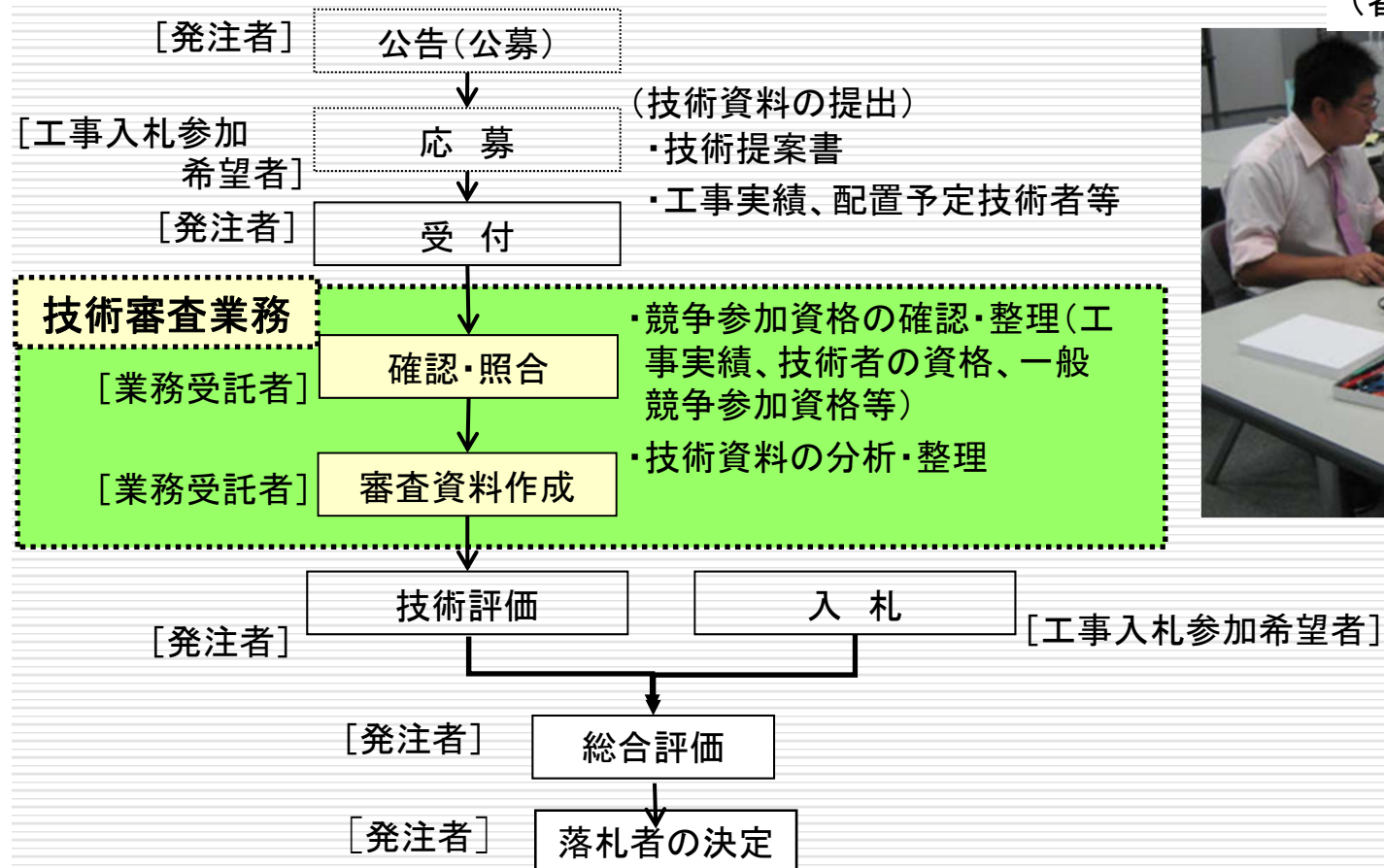
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事発注及び入札参加希望者から提出された技術資料について、技術評価をできるよう支援すること。

業務内容

- ①工事発注資料(公告文(案)、入札説明書(案)等)の作成
- ②競争参加資格(過去の工事实績、配置予定技術者の資格等)の確認・照合

工事入札契約手続きの概要



(審査資料の作成)



道路許認可・適正化指導業務の概要

当該業務は、各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援を目的

各種申請書類の審査・指導及び施行状況確認の補助



申請書類と道路関係法令等との照合及び施行状況の確認

道路法第24条(道路工事施行承認)

○自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事 等

道路法第32条(道路の占用の許可)

○電柱、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設 等

道路法第22条・第58条(道路損傷復旧)

○交通事故などにより道路付属物に損害を与えた場合 等

道路法第47条の2(特殊車両通行許可)

○特殊車両通行許可申請受付・審査の補助 等

道路の不正使用、不法占用に係る指導取締りの補助



歩道上の不法占用物件、放置自転車等についての状況の把握・指導状況の記録

境界明示、確定に係る立会い、審査等の補助



歩道と民地の境界について、地元地権者と現地立会いを行い、境界を確認

特殊車両通行の指導取締りの補助



対象車両の諸元(重さ、長さ、高さ、幅)を計測。
計測結果と関係書類との内容を照合し、状況を記録。

河川巡視支援業務の概要

業務の具体的内容

本業務は、河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を定期的に巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常及び不法占用等の状況を正確に報告・記録するとともに、臨機な処置を講ずるものです。

巡視はパトロールカーからの目視を基本とし、必要に応じて徒歩またはボートにより行います。

違法行為の発見

- ①流水の占用状況
- ②土地の占用状況
- ③土地の形状変更等状況
- ④ゴミ・、汚水の排出の状況
- ⑤保全区域・河川予定地における状況 等

施設の状況の確認

- ①堤防の状況
- ②堰・水門等構造物の状況
- ③護岸・根固及び水制の状況
- ④許可工作物の状況
- ⑤河道の状況
- ⑥安全施設の状況 等

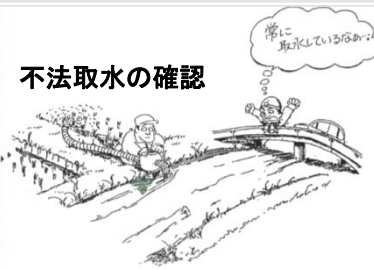
空間利用状況の確認

- ①河川敷ゴルフ等の危険行為の状況
- ②ラジコン・モトクロス等の利用状況
- ③不定住者等の生活の状況
- ④イベント等の利用状況 等

自然環境の状況の確認

- ①河川の水質に関する状況
- ②季節的な自然環境の変化
- ③自然保護上重要な生物の生息状況 等

異常の事例



河川許認可審査支援業務の概要

業務の目的

河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前協議、整理、受付、審査の支援を実施します。

業務の具体的な内容

各種申請書類の受領、審査及び実施状況の確認



申請書類について、河川関係法令等に基づく、審査及び実施状況の確認

河川法23条(水利使用許可)

- 流水の量的使用(水利権)、水面の使用
- 水利施設等の審査及び確認

河川法24、26条(河川の占用、工作物設置の許可)

- 公園、広場、運動場等の面的利用
- ダム、堰、揚水樋管、揚水機場等の水利施設
- 橋梁、上下水道管、電線、排水施設 等

河川法25、27条(土石等の採取、掘削等)

- 砂利採取、竹木の採取等の許可
- 土地の形状の変更

河川法20条(河川管理のための工事)

- 河川工事の申請受付、審査、書類整理

河川現況台帳等の補正・整備



河川現況台帳、付図、水利台帳、不法占用台帳、構造物台帳等の記載、修正、整理 等

苦情申し立て等に係る現地立会



不法占用、不法取水、放置車両等についての現地状況の把握

境界明示、確定に係る立会、審査等



河川区域と民地との境界について、地元地権者と現地立会を行い、境界の調査

ダム管理支援業務の概要

具体的な業務内容

ダム管理支援業務

大きく分けて二つの業務

ダム管理巡視及び機器監視業務

1. 巡視及び機器監視業務

- ・堤体、貯水池等の巡視、監視及び記録の作成、整理
- ・放流設備など機械設備の監視及び記録の作成、整理
- ・電気、通信設備等の稼働状況の監視、巡視及び記録の整理

2. ゲート放流操作補助

- ・ゲート操作時の補助及びダム放流時の関係機関への連絡、記録の作成、整理

3. 観測データ等整理

- ・ダムで観測しているデータ(漏水量・揚圧力・水文・水質データ 等)の観測、整理、記録の作成

4. ダム管理資料整理

- ・ダム管理資料の作成補助
- ・工事に関する業務資料の作成
- ・ダム管理日誌への記載
- ・各種台帳の更新・整理

情報連絡業務

1. 情報の連絡、点検

ダム操作等に関する情報を確認、受理し必要に応じて速やかに職員へ連絡します。

また、ダム及び周辺の外観点検を実施します。

【ダム操作等に関する情報の具体例】

- ・水位又は雨量情報
- ・ゲート設備等からの操作要求、作動異常
- ・気象情報(注意報・警報 など)

貯水池等の巡視



ゲート操作補助



施設点検



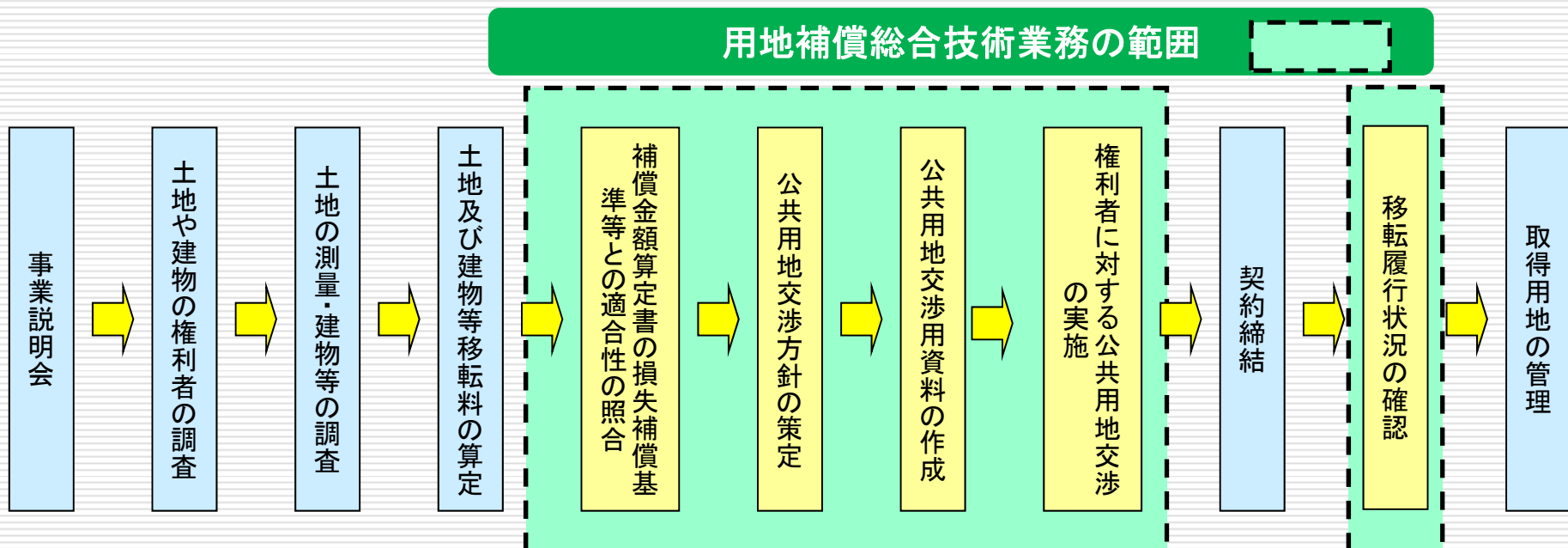
用地補償総合技術業務の概要

業務の目的・必要性

- 公共事業の事業効果の早期発現のためには、用地取得の円滑化・迅速化を図り、用地取得期間を短縮することが不可欠である。
- 本業務は、事業に必要な土地の取得及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図るものである。

具体的な業務

公共用地取得事務の流れ



各年度の受注状況

		金額: 千円			
種類	区分	発注年度	2013	2014	2015
発注者支援	積算技術	件数	18	14	14
		金額	1,127,175	709,020	1,204,740
	技術審査	件数	12	12	14
		金額	129,255	90,137	156,730
	工事監督	件数	34	26	31
		金額	1,913,205	1,554,196	2,390,126
公物管理補助	道路巡回	件数	4	0	0
		金額	422,940	0	0
	道路許認可	件数	3	4	6
		金額	393,750	424,980	889,380
	河川巡視	件数	3	6	3
		金額	101,850	476,280	211,140
	河川許認可	件数	4	3	5
		金額	122,325	232,740	153,360
	ダム管理	件数	2	4	4
		金額	126,000	640,440	449,820
用地補償総合	用地補償総合	件数	5	5	5
		金額	74,025	72,576	75,816

※道路巡回は、平成26年度より道路維持工事に含まれる。